三　放射線障害の発生を防止するために必要がある場合には、付近にいる者に避難するよう警告すること。
四　放射性同位元素等による汚染が生じた場合には、速やかに、汚染の広がりの防止及び汚染の除去を行うこと。
五　放射線障害を受けた者又は受けたおそれのある者がいる場合には、速やかに、その者を救出し、避難させる等緊急の措置を講ずること。
六　（略）
２　（略）

（住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則の一部改正）

第五条　住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則（平成十二年建設省令第二十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（評価の業務の実施基準） **第十五条**　法第十五条第二項の国土交通省令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。 一　次に掲げる方法により住宅性能評価を行うこと。 イ　（略） ロ　新築住宅に係る建設住宅性能評価は、次に定める方法により行うこと。 (1)　（略） (2)　検査は、評価方法基準に従い、検査時期に行うこと。 ハ　既存住宅に係る建設住宅性能評価は、次に定める方法により行うこと。 (1)・(2)　（略） (3)　検査は、評価方法基準に従い、行うこと。 二～六　（略）	（評価の業務の実施基準） **第十五条**　法第十五条第二項の国土交通省令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。 一　次に掲げる方法により住宅性能評価を行うこと。 イ　（略） ロ　新築住宅に係る建設住宅性能評価は、次に定める方法により行うこと。 (1)　（略） (2)　検査は、評価方法基準に従い、検査時期に実地に行うこと。 ハ　既存住宅に係る建設住宅性能評価は、次に定める方法により行うこと。 (1)・(2)　（略） (3)　検査は、評価方法基準に従い、実地に行うこと。 二～六　（略）

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○国土交通省令第七十三号

国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第三条第二項の規定に基づき、地籍調査作業規程準則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年六月二十八日

国土交通大臣　斉藤　鉄夫

地籍調査作業規程準則の一部を改正する省令

地籍調査作業規程準則（昭和三十二年総理府令第七十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（現地調査等の通知） **第二十条**　（略） ２　地籍調査を実施する者は、次に掲げる場合において、地籍調査を効率的に実施するため必要があると認めるときは、当該所有者等に、現地調査に代えて図面等調査を実施する旨及び調査の実施に必要な事項に関する報告又は資料の提出をすべき旨を通知するものとする。	（現地調査等の通知） **第二十条**　（略） ２　地籍調査を実施する者は、前項の通知を受けた土地の所有者等が、遠隔の地に居住していることその他の事情により、現地以外の場所において現地に関する図面、写真その他資料（第二十三条の二第一項及び第三十条第二項において「図面等」という。）を用いて行う一筆地調査（以